

公害の防止の方法

指導基準の対応状況

(○ :対応している、×対応していない、 今後対応を行う、 - 該当しない)

対応状況	指導基準
	1 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策を行うこと。ただし、周辺住民から風通し、見晴らし、日当たり等の要望がある場合は、これらを配慮すること。
	2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。
	3 住宅が隣接している場合、早朝及び夜間の営業は 行わないこと。
	4 停車中の車両のエンジンの停止及び大声による会 話の防止の看板等を設置し、啓発を行うこと。
	5 著しい騒音及び振動が発生する機器は、住宅側か ら離れた場所に設置すること。
	6 油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。

その他事業所独自で行っている公害防止対策

--